

申告書のかきかた例

- ア①〔営業等〕
卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業などの、いわゆる営業から生じる所得。及び保険外交員、塾の経営、漁業などの事業から生ずる所得。
- イ②〔農業〕
田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。

ア①については、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

- 〔不動産〕
ウ③地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

- 〔配当〕
オ⑤株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄を使用してください。

- 〔給与〕
カ⑥給与・賃金・賞与などの収入の合計額。
※給与所得＝収入金額－給与所得控除
(給与所得控除は、下表によって求められます。)
- | 給与収入金額 A (円) | 給与所得控除額 (円) |
|-----------------------|---------------------|
| ～ 1,625,000 | 550,000 |
| 1,625,001 ～ 1,800,000 | A × 40% - 100,000 |
| 1,800,001 ～ 3,600,000 | A × 30% + 80,000 |
| 3,600,001 ～ 6,600,000 | A × 20% + 440,000 |
| 6,600,001 ～ 8,500,000 | A × 10% + 1,100,000 |
| 8,500,001 ～ | 1,950,000 |
- ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により給与所得の金額を求めます。

- 〔雑〕
キ⑦公的年金等などの収入の合計額。
※公的年金等の雑所得＝収入金額－公的年金等控除
(公的年金等控除は、下表によって求められます。)
- | 65歳以上(昭和32.1.1以前生まれの方) | | | |
|------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|
| 公的年金等の収入金額 A (円) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円) | | |
| | 1,000万円以下 | 1,000万円超 2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| ～ 3,300,000 | 1,100,000 | 1,000,000 | 900,000 |
| 3,300,001 ～ 4,100,000 | A × 25% + 275,000 | A × 25% + 175,000 | A × 25% + 75,000 |
| 4,100,001 ～ 7,700,000 | A × 15% + 685,000 | A × 15% + 585,000 | A × 15% + 485,000 |
| 7,700,001 ～ 10,000,000 | A × 5% + 1,455,000 | A × 5% + 1,355,000 | A × 5% + 1,255,000 |
| 10,000,001 ～ | 1,955,000 | 1,855,000 | 1,755,000 |
- | 65歳未満(昭和32.1.2以後生まれの方) | | | |
|------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|
| 公的年金等の収入金額 A (円) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円) | | |
| | 1,000万円以下 | 1,000万円超 2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| ～ 1,300,000 | 600,000 | 500,000 | 400,000 |
| 1,300,001 ～ 4,100,000 | A × 25% + 275,000 | A × 25% + 175,000 | A × 25% + 75,000 |
| 4,100,001 ～ 7,700,000 | A × 15% + 685,000 | A × 15% + 585,000 | A × 15% + 485,000 |
| 7,700,001 ～ 10,000,000 | A × 5% + 1,455,000 | A × 5% + 1,355,000 | A × 5% + 1,255,000 |
| 10,000,001 ～ | 1,955,000 | 1,855,000 | 1,755,000 |

- ク⑧業務に係る雑所得欄には、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入。
ケ⑨その他の雑欄には、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入。
申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用してください。

- 〔総合譲渡・一時所得〕
コサシ⑪総合譲渡は、商品や原材料のたな卸資産以外の自動車、機械、機具などの動産の譲渡により生ずる所得。
一時所得は、生命保険等の満期返戻金、懸賞当選の金品などの一時的な性質をもっている所得。申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄を使用してください。

- 〔事業専従者〕
申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」に必要事項を記入してください。

- 〔分離課税〕
分離課税に係る所得等のある方は、「 国税・県民税申告書(分離課税等用)」に記入してください。

地方税法等の改正により各事項が変更になる場合がありますので、御了承ください。

令和 4 年度分 国税・県民税申告書

個人番号 1234567890112

現住所 日の出町 1-1-1

1月1日現在の住所 フリガナ シ ホン イロウ

氏名 日本 一郎

生年月日 明・大・平・令 46年 3月 15日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

| 社会保険の種類 | 支払った保険料 |
|---------|---------|
| 厚生年金 | 116,428 |
| 国民健康保険 | 180,000 |
| 国民年金 | 41,400 |
| 合計 | 337,828 |

| 生命保険料 | 旧生命保険料 |
|------------|------------|
| 新個人年金保険料の計 | 52,300 |
| 旧個人年金保険料の計 | 17,500 |
| 介護医療保険料の計 | |
| 地震保険料の計 | 旧長期損害保険料の計 |

| 事業営業等 | 収入金額 |
|-------------|-----------|
| 1 事業 業 ア | 3,840,945 |
| 業 イ | 1,214,000 |
| 不 動 産 ウ | 850,000 |
| 利 配 当 オ | |
| 入 給 与 カ | 3,328,000 |
| 公 的 年 金 等 キ | |
| 業 務 ク | |
| そ の 他 ケ | |
| 短 期 コ | |
| 長 期 サ | |
| 時 計 シ | |
| 事 業 業 ① | 1,996,302 |
| 業 ② | 303,500 |
| 不 動 産 ③ | 411,900 |
| 利 子 ④ | |
| 配 当 ⑤ | |
| 給 与 ⑥ | 2,249,600 |
| 公 的 年 金 等 ⑦ | |
| 業 務 ⑧ | |
| そ の 他 ⑨ | |
| 合計(①+②+③) | 2,711,702 |
| 総合譲渡・一時 ⑩ | |
| 合 計 ⑪ | 4,961,302 |

| 所得から差し引かれる金額 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 社会保険料控除 | 337,828 |
| 生命保険料控除 | 46,825 |
| 雑損控除 | 260,000 |
| 医療費控除 | 375,905 |
| 合計 | 1,380,558 |

所得のなかつた方の記載欄

住所 日の出町 1-1-1

氏名 日本 一郎

生年月日 明・大・平・令 46年 3月 15日

扶養控除 1,680,000

雑損控除 260,000

医療費控除 375,905

合計(①+②+③) 4,880,374

表面にも記載する欄がありますから注意してください。

令和 年度分 国税・県民税申告書受付書



- ①7寡婦控除
寡婦控除(260,000円)……次の①か②どちらかに該当し、ひとり親に該当しない方。
①夫と離別した後、再婚していない方
子以外の扶養親族を有し、合計所得が500万円以下で、事実婚状態でない。
②夫と死別した後再婚していない方、又は夫の生死が明らかでない方
合計所得が500万円以下で、事実婚状態でない。
- ①8ひとり親控除
ひとり親控除(300,000円)……婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の①・②・③すべてに該当する方。
①生計を一にする子(その年分の所得金額が48万円以下)を有する。
②合計所得金額が500万円以下。
③事実婚状態ではない。

- 〔社会保険料控除〕
⑬国民健康保険料、国民年金保険料、その他の健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、長寿(後期高齢者)医療制度の保険料などの支払額全額。

- 〔小規模企業共済等掛金控除〕
⑭第1種共済掛金及び心身障害者扶養掛金の支払額全額。

- 〔生命保険料控除〕
⑮一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。
- | 支払った保険料 A (円) | 控 除 額 (円) |
|---|--|
| 新契約 ～12,000 12,001～32,000 32,001～56,000 56,001～ | A A × 0.5 + 6,000 A × 0.25 + 14,000 28,000 (一律) |
| 旧契約 ～15,000 15,001～40,000 40,001～70,000 70,001～ | A A × 0.5 + 7,500 A × 0.25 + 17,500 35,000 (一律) |
- ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)
※それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

- 〔地震保険料控除〕
⑯地震保険契約等の保険料を支払った場合。
- | 支払った地震保険料等の区分 | 支払った保険料等の金額 | | 控 除 額 |
|---------------|-------------|---------|-------------------------------|
| | 超 | 以下 | |
| A 地震保険料のみ | — | 5,000円 | 支払った保険料の金額 ÷ 2 (最高 25,000円) |
| B 旧長期損害保険料のみ | 5,000円 | 15,000円 | 支払った保険料の金額 ÷ 2 + 2,500円 |
| | 15,000円 | — | 10,000円 |
| C AとBがある場合 | — | — | A、Bそれぞれ計算した金額の合計額(最高 25,000円) |
- (注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

- 〔配偶者・扶養控除〕
令和3年12月31日現在(年の中途で死亡した人はその時点で)、あなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族で、令和3年中の合計所得が48万円(パート等の収入金額で103万円)以下の人を控除にとることができます。

- ⑰配偶者控除
あなたの合計所得に応じて配偶者控除をとることができます。
控除額は裏面の表のようになります。

- ⑱配偶者特別控除
配偶者の合計所得が48万円超～133万円以下の場合、あなたの合計所得と配偶者の合計所得に応じて配偶者特別控除をとることができます。
控除額は裏面の表のようになります。

- ⑲扶養控除
(ア) 老人扶養(昭和27年1月1日以前生まれの人) ……38万円
(イ) 同居老親等(老人扶養で同居を常況としている人) ……45万円
(ウ) 特定扶養(平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの人) ……45万円
(エ) 一般扶養(ア～ウ以外の人、ただし、16歳未満の扶養親族は除く) ……33万円
※16歳未満の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

- 〔雑損控除〕
⑳災害や盗難、横領などにより、住宅や家財に損害を受けた場合。
(損害を示す証明書が必要。)

- 〔医療費控除〕
㉑病院等に支払った治療費、医薬品の購入代などに要した費用がある場合。
又はスイッチOTC医薬品の購入費用がある場合。

- ⑲～㉑
・勤労学生控除(260,000円)……大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得が75万円以下で、そのうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の方。
・障害者控除(扶養している方が障害者の場合も適用されます。)
同居特別障害者(530,000円)……同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合。
特別障害者(300,000円)……身体障害者1級・2級・重度の精神障害などの場合。
普通障害者(260,000円)……上記以外の場合。

申告書の書きかた

（一）所得の種類など

- 所得**は営業等、農業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林、退職所得に区分され、原則として総合して課税されますが、このうち山林と退職所得および土地・建物等の譲渡所得は他の所得とは別に課税されます。
- 各種の所得金額**は、令和3年中の収入金額からその収入をあげるために必要な経費を差し引いて計算します。以下各種の所得について概略説明いたしますが、くわしいことや、わかりにくいことは税務担当者にお問い合わせください。

① 営業等所得

- 販売、製造、飲食店、料理店、建設、サービス業など営業から生ずる所得は次の算式により計算します。
総収入金額－売上原価－必要経費－青色専従者給与額・白色事業専従者控除額又は青色申告特別控除額＝営業所得金額
売上原価＝年初のたな卸高＋年中の仕入高－年末たな卸高
収入金額　商品などを販売した売上代金です。
必要経費　公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費など営業収入をあげるために必要な経費です。
- 医師、弁護士、税理士、著述業、画家、俳優、職業野球選手、外交員などの自由職業や漁業で、営業、農業以外の事業所得は、次の算式により計算します。

青色専従者給与額・総収入金額－必要経費－白色事業専従者控除額＝その他の事業所得金額
又は青色申告特別控除額
収入金額および**必要経費**は営業所得取扱に同じです。

② 農業所得

農産物、果樹、養蚕、農家が兼営する家畜、家きん、わら工品、酪農などの生産所得。なお、計算方法についてのくわしいことや、わかりにくいことは税務担当者にお問い合わせください。

③ 不動産所得

地代、駐車場料金、家賃、貸間代、土地家屋の権利金などです。これらについては特別の取扱をする場合がありますが通常次の算式により計算します。

青色専従者給与額・総収入金額－必要経費－白色事業専従者控除額＝不動産所得金額
又は青色申告特別控除額

収入金額のうち権利金などは原則として、その金額を収入金額とします。
必要経費は修繕費、火災保険料、減価償却費、固定資産税、借入金の利子、管理費、不動産貸付費用固定資産の減失損などです。

④ 利子所得

公社債および預貯金の利子、合同運用信託および公社債投資信託の収益の分配に係る所得。収入金額＝所得金額

⑤ 配当所得

株式や出資の配当、証券投資信託の分配金などですが、収入金額は令和3年中に株主総会で配当決議のあったものなど収入の確定した金額です。くわしい計算方法については、税務担当者にお問い合わせください。

⑥ 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得で次の算式により計算します。
収入金額－給与所得控除額＝給与所得金額
通勤費、転居費、研修費などの特定支出をした場合には、給与所得の金額は次の算式により求めた金額とすることができます。

(
収
入
金
額
)
−
(
給
与
所
得
控
除
額
)
−
(
特
定
支
出
の
額
の
合
計
額
の
う
ち
そ
の
年
中
の
給
与
所
得
控
除
額
の
2
分
の
1
を
超
え
る
部
分
の
金
額
)

{\displaystyle (収入金額)-(給与所得控除額)-\left(特定支出の額の合計額のうちその年中の給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額}

＝給与所得の金額

また、次のア、イから計算した所得金額調整控除額が給与所得の金額より控除されます。
ア. その年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方、又は年齢23歳未満の扶養親族を有する方、若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方は、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当の金額
イ. その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える方は、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した金額
※年金・恩給等は雑所得として扱われます。

⑦～⑨ 雑所得

過去の勤務に基づき、使用者であった者から支給される年金・恩給、国民年金など(公的年金等)、および著述家以外の人の受けとる原稿料や印税、個人の貸付金の利子、郵便年金、生命保険契約による年金などの所得で次の算式により計算します。
収入金額－必要経費(公的年金等の場合は公的年金等控除額)＝雑所得金額

⑩ 総合譲渡、一時所得

総合譲渡
ゴルフ会員権、船舶、機械器具などの資産の譲渡による所得で、これらについては特別の取扱をする場合がありますが、通常次の算式により計算します。
なお、特別控除額は譲渡の種類により異なります。
普通の譲渡所得
譲渡益＝(譲渡収入金額)－(譲渡資産の取得費及び譲渡経費)
譲渡所得の金額＝(譲渡益)－(譲渡所得の特別控除額)

一時
法人からの贈与金額、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払いもどし金、生命保険契約による一時金などの所得で次の算式により計算します。
収入金額－必要経費－一時所得の特別控除＝一時所得金額

㉓ 短期譲渡所得（一般）

土地、建物などの資産の譲渡による所得ですが、譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年以下の土地建物等を譲渡した場合短期譲渡所得となります。

短期譲渡所得＝収入金額－必要経費（取得費＋譲渡費用）
短期譲渡所得金額×市町村民税5.4%
県 民 税3.6%

㉔ 短期譲渡所得（国又は地方公共団体等）

短期譲渡所得のうち国又は、地方公共団体等へ譲渡した場合は、次の算式により計算します。
短期譲渡所得＝収入金額－必要経費（取得費＋譲渡費用）
短期譲渡所得金額×市町村民税3%
県 民 税2%

㉕ 長期譲渡所得（一般）

土地、建物などの資産の譲渡による所得ですが、譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年を超える土地建物等を譲渡した場合長期譲渡所得となります。
収入金額－必要経費（取得費＋譲渡費用）＝長期譲渡所得
長期譲渡所得－特別控除＝課税長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×市町村民税3%
県 民 税2%

㉖ 長期譲渡所得金額（優良住宅地等）

優良住宅地等としての土地譲渡の場合の所得で次の算式により計算します。

- 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合
課税長期譲渡所得金額 × 市町村民税2.4%
県 民 税1.6%
- 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合
(2,000万円 × 市町村民税2.4%) + (課税長期譲渡所得金額－2,000万円) × 市町村民税3%
県 民 税2%

㉗ 長期譲渡所得（居住用財産）

- 居住用財産としての家屋及び敷地とされた土地等の譲渡の場合の所得で次の算式により計算します。
○課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合
課税長期譲渡所得金額 × 市町村民税2.4%
県 民 税1.6%
- 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合
(6,000万円 × 市町村民税2.4%) + (課税長期譲渡所得金額－6,000万円) × 市町村民税3%
県 民 税2%

㉘～㉙ 株式等の譲渡

有価証券等（株式、転換社債等）の譲渡による事業所得・雑所得および譲渡所得については、次の算式により計算します。

株式等に係る譲渡所得の金額（一 般 分）×市町村民税3%
県 民 税2%
市町村民税3%
県 民 税2%

㉚ 上場株式等の配当等

申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等については、次の算式により計算します。

上場株式等の配当所得等金額×市町村民税3%
県 民 税2%

㉛ 先物取引

先物取引による個人の所得で一定のものについては、次の算式により計算します。

先物取引所得金額×市町村民税3%
県 民 税2%

山林所得

山林の伐採又は譲渡による所得ですが、山林を取得してから5年以内に伐採又は譲渡した場合は事業所得または雑所得となります。この所得については、特別の取扱がありますからご注意ください。なお通常は次の算式により計算します。

|総収入金額－(植林費＋取得費＋管理費＋伐採費などの必要経費)－青色専従者給与額－白色事業専従者控除額＝山林所得金額

退職所得

一時恩給、退職一時金、退職金などの所得です。

※㉔～㉕、山林所得、退職所得は「○国税・県民税申告書（分離課税用）」に記入してください。

（二）所得から差し引かれる金額

㉑ 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のため、令和3年中に支払ったり、または給与から差し引かれたりした社会保険料（厚生年金、国民年金、介護保険(1号)などの保険料、長寿（後期高齢者）医療制度の保険料および国民健康保険税）の金額です。

㉒ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に規定する第一種共済契約に基づく掛金を支払った場合、および地方公共団体が条例の規定により実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づく掛金を支払った金額です。

㉓ 生命保険料控除

- ア. 一般の生命保険料控除
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約に基づいて、令和3年中に支払った生命保険料（契約配当金があるときはその金額を差し引いた実際の払込金額）を支払った場合は控除が受けられます。
- イ. 介護医療保険料控除
疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものは、別枠で控除が受けられます。

- ウ. 個人年金保険料控除
個人年金保険、郵便年金等の契約により支払った保険料で、一定の要件にあてはまるものは、別枠で控除が受けられます。
- ㉒ 地震保険料控除
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合は控除が受けられます。

㉒ 地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合は控除が受けられます。

㉒～㉔ 寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者控除及び未成年者

- 寡 婦とは……次に掲げる人でひとり親に該当しない人を行います。
ア. 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げる要件を満たす人
a) 扶養親族を有すること。
b) 合計所得が500万円以下であること。
c) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- イ. 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たす人を行います。
a) 合計所得が500万円以下であること。
b) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- ひとり親とは……現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たす人を行います。
ア. その人と生計を一にする子(その年の所得金額が48万円以下)を有すること。
- イ. 合計所得金額が500万円以下であること。
- ウ. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- 勤労学生とは……大学、高等学校、盲学校、養護学校などの学生や生徒、児童（夜間学生や通信教育生を含みます。）で、自分の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得がある人のことです。ただし、各種の所得の合計額が75万円より多いか、または、自分の勤労によらない所得が10万円より多い人は除かれます。
- 障害者とは……心身に障害のある人や、身体に障害があり身体障害者手帳の交付を受けている人、又常に就寝し複雑な介護を要する人。
- 未成年者とは……申告者が平成14年1月3日以降に生まれた人です。

㉕ 配偶者控除

- ア. ここにいう「配偶者」とは、婚姻届をしている配偶者をいい、内縁関係の人は配偶者にあたりません。
- イ. 合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。
- ウ. 昭和27年1月1日以前に生まれた人で、㉔のアに該当すれば、老人控除対象配偶者となります。

| | | | | |
|-------|-----------|------------|---------------|-----------------|
| | | あなたの合計所得金額 | | |
| | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 配偶者控除 | 控除対象配偶者 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| | 老人控除対象配偶者 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |

㉖ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が、1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者を有している場合には、配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の方は控除が受けられます。ただし、次の配偶者は受けられません。
ア. 他の納税者の扶養親族とされる人
イ. 青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者
ウ. あなたを対象として、配偶者特別控除の適用を受ける人

| | | | | |
|---------|---------------|------------|---------------|-----------------|
| | | あなたの合計所得金額 | | |
| | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 配偶者特別控除 | 配偶者の合計所得金額 | | | |
| | 48万円超95万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| | 95万円超100万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| | 100万円超105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| | 105万円超110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| | 110万円超115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| | 115万円超120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| | 120万円超125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| | 125万円超130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| | 130万円超133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

㉖ 扶養控除

- 控除の対象となる配偶者および扶養親族とは、令和3年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡した日）の現況で、あなたと生計を一にする人や親族のうち、次のいずれかに該当する人です。
ア. 所得の合計金額が、48万円以下
イ. 平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた人は、上記アに該当すれば、特定扶養控除が受けられます。
ウ. 昭和27年1月1日以前に生まれた人は、上記アに該当すれば、老人扶養控除が受けられます。
- エ. 老人扶養控除に該当する人で、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）でかつあなた又はあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人は、同居老親等として控除が受けられます。
- オ. 障害者の場合は、それぞれの扶養控除と障害者控除が受けられます。

㉗ 基礎控除

合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

| 合計所得金額 | 控除額 |
|-------------------|------|
| 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

㉘ 雑損控除

- あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が令和3年中に災害や盗難を受けた場合は雑損控除が受けられます。損害の原因……………震災、風水害、雪害、火災、盗難、横領などのことです。損害を受けた資産の種類……家屋、家財、衣類、現金などです。損害金額……………損害をうけられたときの時価です。なお災害による取りこわし費用も含まれます。保険金などで補てんされる金額……損害について支払を受ける損害保険金や損害賠償金などの金額のことです。災害関連支出の金額……………災害等に関連するやむを得ない支出をいいます。

㉙ 医療費控除

- あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のため、令和3年中に医療費を支払った場合は控除が受けられます。
○医師または歯科医師などに支払った診療費または治療費
○病院、診療所、助産所へ支払った入院費または入所費
○あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
○看護師または助産師に支払った費用

（三）専従者控除

- 青色専従者給与額**　所得税について青色申告をしている人が事業に専従している親族に支払う給与です。
- 白色事業専従者控除額**　所得税について青色申告をしていない人で、同じ世帯にいたる15才以上の親族のうち事業に1年を通じて6ヵ月以上専従していた人について1人につき50万円です。ただし、あなたの配偶者を専従者とする場合は、86万円となります。

（四）「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄の書き方

市町村民税、県民税の所得割額より、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合に書く欄です。

（五）「寄附金に関する事項」欄の書き方

「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
「条目指定分」の「県」、「市町村」の各欄には、住所地の県、市町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

（六）「事業税に関する事項」欄の書き方

○この欄の記載をしないと事業税に関する各種控除が受けられませんので忘れずに記入してください。

- 「**非課税所得など**」欄
事業所得のうち、事業税が課されない所得がある場合にその所得金額（事業専従者控除(給与)額を控除する前の額）を書く欄です。
○非課税所得…鉱物の採掘事業・医業関係の事業を行うものの健康保険関係の診療報酬等の所得。
○旧非課税所得…新聞送達業・教科書販売業のうち特定のもの。
- 「**損益通算の特例適用前の不動産所得**」欄
不動産所得の赤字の金額のうち土地等を取得するために要した借入金の利子に相当する部分の金額がある場合に書く欄です。損益通算の対象となります。
- 「**事業用資産の譲渡損失など**」欄
事業税で控除される事業用資産の譲渡損失や被災事業用資産の損失がある場合に、これらの損失額を書く欄です。
資産の種類は、小型四輪車、旋盤等具体的に記入してください。
- 「**前年中の開（廃）業**」欄
令和3年中に開業又は廃業した場合に限り月日を記入し、開廃の該当事項を○で囲んでください。

（七）「所得金額調整控除に関する事項」欄の書き方

所得金額調整控除を受けようとする場合に、23歳未満の扶養親族、若しくは特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について記入してください。

※（三）、（四）、（五）、（六）、（七）に関しては裏面に記入してください。

 地方税法等の改正により各事項が変更されることがあります。